

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力の停止	一	(長寿社会政策課)
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力の停止	一	(同)
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定の一部の効力の停止	二	(同)
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の全部の効力の停止	二	(同)
○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正	二	(農林水産経営支援課)
○保安林の指定の解除の予定	四	(森林整備課)
○道路の区域変更	四	(道路課)
○道路の供用開始	五	(同)
○土地改良事業計画の認可	五	(東部地方振興事務所)
○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告	五	(道路課)
○開発行為に関する工事の完了(二件)	七	(建築地課)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	七	(契約課)
○教育委員会 教育委員会	八	
○教育委員会定例会の開催 公安委員会	八	
○警備法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習の実施	八	

収用委員会

○山元都市計画新山下駅周辺地区事件審理の開始

告 示

九

○宮城県告示第七百四十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十七条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力を停止した。

平成二十六年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 事業者の名称等

事業者の名称又は氏名	介護保険事業所番号	サービスの種類	事業所の名称及び所在地
社会福祉法人友徳会	○四七二七〇一二六八	通所介護 短期入所生活介護	特別養護老人ホーム万葉の里 黒川郡大衡村大衡字大童七番地二十

二 停止の期間

平成二十六年九月一日から平成二十七年八月三十一日まで

○宮城県告示第七百四十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十四条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成二十六年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 事業者の名称等

事業者の名称	介護保険事業所番号	サービスの種類	事業所の名称及び所在地
株式会社居宅支援事業所あおぞら	○四七〇三〇〇五六七	居宅介護支援	株式会社居宅支援事業所あおぞら 塩竈市伊保石三百五十六番地二

二 指定の効力の停止の内容

平成二十六年八月に受けたサービスに係る居宅介護サービス計画費を請求する者以外の者に対する指定の効力の停止

三 停止の期間

平成二十六年九月一日から同年十一月三十日まで

○宮城県告示第七百四十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十二条第一項の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の一部の効力を停止した。

平成二十六年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施設の名称等

開設者の名称	介護保険事業所番号	サービスの種類	施設の名称及び所在地
社会福祉法人友徳会	○四七二七〇一六八	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム万葉の里 黒川郡大衡村大衡字大童七番地二十

二 指定の効力の停止の内容

施設介護サービス費の請求上限を五割とする。

三 停止の期間

平成二十六年九月一日から平成二十七年二月二十八日まで

○宮城県告示第七百四十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の九第一項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定の全部の効力を停止した。

平成二十六年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 事業者の名称等

事業者の名称又は氏名	介護保険事業所番号	サービスの種類	事業所の名称及び所在地
社会福祉法人友徳会	○四七二七〇一六八	介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム万葉の里 黒川郡大衡村大衡字大童七番地二十

二 停止の期間

平成二十六年九月一日から平成二十七年八月三十一日まで

○宮城県告示第七百四十八号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十六年九月五日から施行する。

平成二十六年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百四条第二号に掲げる漁業の表中

気仙沼市区域 協同組合 （宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち大島の区域）	1. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 小型定置漁業
気仙沼市区域 協同組合 （宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち松島の区域）	1. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業 2. 小型定置漁業
気仙沼市区域 協同組合 （宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち階上の区域）	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業並びに樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業 4. 小型定置漁業
気仙沼市区域 協同組合 （宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち大島の区域）	1. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業及び刺し網を使用している漁業以外の漁業 2. 小型定置漁業

<p>気仙沼市区域協同組合 (宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち鹿折の区域)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 3. 大型定置漁業 1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用しているさだをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業、樺受網を使用して行う漁業以外の漁業 4. 小型定置漁業
<p>気仙沼市区域協同組合 (宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち松吉の区域)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、樺受網を使用して行う漁業以外の漁業 2. 小型定置漁業 1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用しているさだをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業、樺受網を使用して行う漁業以外の漁業 4. 小型定置漁業
<p>気仙沼市区域協同組合 (宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち本吉出張所以外の区域)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業 4. 小型定置漁業
<p>気仙沼市区域協同組合 (宮城県漁業協同組合の大谷本吉支所の地区のうち本吉出張所以外の区域)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用しているさだをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業並びに樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業 4. 小型定置漁業 1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用しているさだをとることを目的とする漁業
<p>の大谷本吉支所の地区のうち本吉出張所の区域)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業並びに樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業 4. 小型定置漁業
<p>気仙沼市区域協同組合 (宮城県漁業協同組合の大谷本吉出張所以外の区域)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用しているさだをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業 3. 総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業 4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から3までに掲げる漁業及び樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業 5. 小型定置漁業
<p>気仙沼市区域協同組合 (宮城県漁業協同組合の大谷本吉出張所の区域)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用しているさだをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業 3. 総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業 4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から3までに掲げる漁業及び樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業 5. 小型定置漁業
<p>南三陸町区域協同組合 (宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用しているさだをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業 4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から3に掲げる漁業並びに樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業

5. 小型定置漁業
6. 大型定置漁業

南三陸町区域
協同組合
(宮城県漁業支所の地区)
の歌津支所の地区)

1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していることを目的とする漁業
2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業
3. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
4. 総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業
5. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から4までに掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
6. 小型定置漁業
7. 大型定置漁業

石巻市区域
協同組合
(宮城県漁業支所の地区)
の北上町十三浜支所の地区)

1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業、船びき網又はすくい網を使用していかをとることを目的とする漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業
4. 小型定置漁業

石巻市区域
協同組合
(宮城県漁業支所の地区)
の北上町十三浜支所の地区)

1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
3. 総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業
4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から3までに掲げる漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業

的とする漁業、船びき網又はすくい網を使用していることを目的とする漁業、敷網及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業

5. 小型定置漁業

改める。

○宮城県告示第七百四十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
平成二十六年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所
巨理郡山元町坂元字浜一の一〇六（国有林）

2 保安林として指定された目的
飛砂の防備

3 解除の理由
海岸保全施設用地とするため

一 解除予定保安林の所在場所
巨理郡山元町坂元字浜一の一〇六（国有林）

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 解除の理由
海岸保全施設用地とするため

○宮城県告示第七百五十号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十六年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
二 路線名 鹿島台高清水線

に き

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
大崎市田尻八幡字南沼一番一地从先から 同市田尻八幡字北沼七番一地从先まで		前A	後B	一・一・五 一七・九	一・一・五 一七・九	一九九・一	一九九・一	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
C		三・七 四・一	一〇・七 一一・八	五六・八				

○宮城県告示第七百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	鹿島台高清水線	大崎市田尻八幡字南沼一番一地从先から 同市田尻八幡字北沼七番一地从先まで	平成二十六年 九月五日

○宮城県告示第七百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、石巻市蛇田土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画を平成二十六年八月二十七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年九月五日

宮城県東部地方振興事務所

所長 正 木 毅

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

- (一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準粒径、十トン車以下、宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内分）（単価契約） 九百八十トン
- (二) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、平均粒径三ミリメートル、四トン車以下、宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内分）（単価契約） 三十トン
- (三) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内分）（単価契約） 百十キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から平成二十七年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお

従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一 二二一―三三三五）へ平成二十六年十月六日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八七―二二五― 栗原市築館藤木五番一号

宮城県北部土木事務所栗原地域事務所総務班（担当 曾根 清文 電話〇二二八―二二二―六七）

2 入札書の作成

入札書は、一の1に掲げる購入物品のうち納入しようとするものごとに作成すること。

3 入札説明書の交付期限

平成二十六年九月二十五日（木）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十六年九月二十四日（水）まで1あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、平成二十六年十月七日（火）午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 日時 平成二十六年十月二十日（月）午後五時まで

(二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札の場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は平成二十六年十月二十四日（金）とし、開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

- (一) 一の1の(一)の購入物品 午前十時〇〇分 宮城県栗原合同庁舎三階入札室
- (二) 一の1の(二)の購入物品 午前十時十五分 宮城県栗原合同庁舎三階入札室
- (三) 一の1の(三)の購入物品 午前十時三十分 宮城県栗原合同庁舎三階入札室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十一号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の(一)・(二)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の1の(三)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)

2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2015.

3 Place of Delivery : Within Northern civil engineering office Kurihara Regional Office areas of jurisdiction.

4 Deadline for Bid : Monday, October 20, 2014, 5 : 00 pm.

5 Contact Person : Kiyofumi Sone, General Affairs Group, Northern civil engineering office Kurihara Regional Office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 5-1 Fujiki, Tukidate, Kurihara, Miyagi, 987-2251 Japan. Tel.: 0228-22-2167

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年九月五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市堀内字梅百九十五番五並びに百九十一番九及び百九十五番八の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
岩沼市押分字須加原百二十七番地の十七
菊地 清

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年九月五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
亶理郡亶理町荒浜字西木倉五十二番二、五十二番七、五十七番、五十八番二、五十八番四、六十九番一、六十九番二、六十九番三、六十九番八、六十九番九、七十二番一、七十三番一、七十六番二及び百四十三番並びに同字八幡四十九番及び五十一番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
亶理町

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年九月五日

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県拓桃医療療育センター整備事業における厨房機器一式
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年八月二十一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本調理機株式会社 東京都大田区東六郷三丁目十五番八号

五 落札金額 一億二百六十万円
 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 七 入札の公告を行った日 平成二十六年七月十一日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならぬ。
 平成二十六年九月五日

宮城県教育委員会
 委員長 庄子 晃子

一 日時 平成二十六年九月十二日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

第一号議案 教育功績者表彰について

第二号議案 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について

第三号議案 宮城県いじめ防止対策調査委員会委員の人事について

四 傍聴者の定員 十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二二―三六一一）

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第107号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次の

とおり実施する。

平成26年 9月 5日

宮城県公安委員会委員長 鎌田 宏

1 講習実施期日

平成26年10月21日（火）から同月24日（金）までの4日間

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員

40人程度

4 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活環境課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け

付ける。（氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先等を聴取）

なお、1回の電話での受付は1人とする。

(2) 受付期間

平成26年 9月16日（火）から同月22日（月）までの土・日曜日を除く5日間（9月16日から同

月21日までは午前9時から午後5時まで、最終日のみ午後3時まで）

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

5 受講手続

(1) 申込み受付期間

平成26年 9月24日（水）から同月30日（火）までの土・日曜日を除く5日間（午前9時から午

後5時まで）

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に申込先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全

課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書 1通

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表68の項に基づき、

38,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

6 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

7 その他

講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活環境課

(電話番号022-221-7171 内線3184・3185)

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第十三号

山元町起業の山元都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設新山下駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設に係る土地収用事件（山元都市計画新山下駅周辺地区事件）について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成二十六年九月五日

宮 城 県 収 用 委 員 会

一 日時 平成二十六年十月六日（月）午後二時から

二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階 第一会議室

三 審理事項 右事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等